

【資料 3】

鹿 児 島 海 区
漁 業 調 整 委 員 会 資 料
令 和 7 年 6 月 1 6 日

【議題 3】

全国漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提
出議題について（協議）

全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題（概要）

1 中央要望活動までの主な流れ

次期	主体	内容
令和7年5月	県連合海区事務局	要望事項の事務局案を作成
同 6月	各海区	要望事項案について協議 →県連合海区へ回答
同 7月	県連合海区	要望事項案について協議 →九州ブロックへ回答
同 10月30, 31日	九州ブロック	要望事項案について協議 →全漁調連へ回答
令和8年5月頃	全漁調連	要望事項案について協議 →決定
同 秋頃	全漁調連	中央要望活動

2 要望事項（案）

- (1) 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大について
- (2) 日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について
- (3) 太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について

3 協議内容

- (1) 要望事項（案）
- (2) 新規要望事項
- (3) 九州ブロック会議で話題提供したい項目や議論したい項目

令和 7 年 5 月 27 日

鹿 児 島
熊 毛 海区漁業調整委員会事務局長 殿
奄美大島

鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務局長

令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題
案について（依頼）

標記会議への提出する議題（国への要望事項等）について、下記により貴委員会
において協議の上、御回答ください。

記

1 話題提供又は議論を希望する項目【別紙様式 1】

標記会議において、話題を提供したい項目や議論したい項目がある場合は、別
紙様式 1 を作成の上、御提出ください。

2 要望事項等について

(1) 要望事項（事務局案）【別紙様式 2】

国への要望事項の事務局案を別紙様式 2 のとおり示しますので、貴委員会の
意見を集約の上、御回答ください。

○ 要望事項（全て継続事項）

- ① 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直
し拡大等について
- ② 日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について
- ③ 太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進につい
て

(2) 新規要望事項【別紙様式 2－2】

上記(1)以外に、新たに国へ要望したい事項がある場合は、別紙様式 2－2 を
作成の上、御提出ください。

3 協議結果の回答期限

令和 7 年 6 月 27 日（金）

4 その他

本県から提出する最終的な議題（国への要望事項等）は、各海区での協議結果
を踏まえ、県連合海区漁業調整委員会で協議の上、決定する予定です。

【連絡先】

鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務局
(鹿児島県水産振興課内) 担当：竹内
T E L : 099-286-3428

別紙様式 2

令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

- 1 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について

内容

本県の沿岸漁業を取り巻く環境が、資源の減少や魚価の低迷、燃油価格の高止まりによる収益の減少などにより厳しさがますます増大している中、沿岸域における資源の維持増大と沿岸漁業の健全な発展を図るため、沿岸漁業者自ら資源管理に一丸となって取り組んでいるところである。

一方、本県海域では、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業と沿岸漁業との間において漁場や資源が競合することから、零細な沿岸漁業者は、当該漁業の操業に対して大きな危機感を抱いている。

ついては、沿岸漁業の振興と資源の涵養を図るため、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業に対して、次の事項を強く要望する。

- 1 鹿児島・熊毛及び奄美海域における大中型まき網漁業及び熊毛海域における沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し・拡大を図ること。
- 2 違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとする。

別紙様式 2

令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

2 日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について

内容

日中漁業協定に基づく中国まき網漁船の操業条件については、2002 年以降、日本の排他的経済水域内での操業を認めない決定がなされ、当県への影響は回避されているところである。

当県周辺水域は、黒潮等の影響を受けて、アジ、サバ、イワシ、カツオ及びマグロ類などが回遊する漁業振興上、重要な漁場であることから、今後とも中国まき網漁船の操業は認めないという方針を堅持していくことが重要であるので、次の事項について特段の配慮をされるよう要望する。

- 1 国は、中国漁船の操業条件を遵守させること。
- 2 国は、中国漁船の操業条件を決定する交渉に当たっては、今後とも当県周辺水域には、まき網に限らず、一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。
- 3 当県周辺水域における外国漁船の監視取締体制の強化を図ること。
- 4 日本漁船の安全な操業を確保すること。

別紙様式 2

令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

3 太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について

内容

中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の国際約束に基づく太平洋クロマグロの漁獲量上限の遵守については、本県定置網漁業者等多くの沿岸漁業者から不安や不満の声が寄せられている。

については、影響を受ける沿岸漁業者が将来にわたってクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望する。

- 1 国際的な水産資源である太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴い、影響を受ける沿岸漁業者の経営の維持・安定を図るため、我が国の漁獲枠がさらに拡大されるよう関係各国への働き掛けを行うとともに、国内の漁獲枠配分に当たっては、沿岸漁業の操業特性に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。
- 2 クロマグロの再放流技術の早急な確立と技術導入等への支援制度の拡充、他漁業への転換に必要な技術習得・漁具等に対する支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。

第 3 号 議 案

協議事項（要望活動）

令和 7 年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書（案）

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

令和7年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書（案）

令和2年12月1日、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の保存及び管理のための措置をはじめとした新たな制度が開始されました。改正後4年が経過した現在は、漁業権漁場の活用、特定水産資源の許可、新たなTAC制度による資源管理や対象魚種拡大の動きなど制度改正の影響が発現しているところであり、また、水産業の成長産業化に向けた様々な検討が進められているところです。

このような状況下で、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性が増しており、委員会の役割を十分に果たしていく必要があります。

沿岸漁場では、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反が後を絶たず、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、違法操業の取締強化や「密漁もの」の流通防止対策が強く求められています。

太平洋クロマグロについては、厳格な漁獲可能量管理の開始により、様々な課題、混乱が生じている一方、これまでの資源管理の定着により、資源の回復がみられています。漁業者が将来にわたり資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定を図ることができるよう、資源の適正利用、漁業種類ごとの管理手法の確立と支援措置、遊漁者への指導が必要となっています。

沿岸資源を持続的かつ公平に利用できるよう、沿岸漁業と沖合漁業の調整、海洋環境の変化への対応、外国漁船による公海での大量漁獲の影響評価などが必要となっています。

漁業法改正後には、新たな資源管理の推進を目指したTAC候補魚種の検討が始まりましたが、資源評価精度の向上、漁業者や関係団体との対話、資源管理手法の検討等、未だ解決されない課題が残っている上、現行TAC魚種についても資源の変動に対する柔軟な対応やIQ制度の運用にかかる課題が浮き彫りとなっており、今後も、国全体で効果的な資源管理手法を検討・検証していくことがこれまで以上に必要な状況にあります。

外国漁船問題は、周辺国との漁業調整、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全

を期していくことが重要な課題となっています。加えて、北朝鮮によるミサイル発射が続いており、海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに、強い憤りを感じています。

海洋性レジャーは、多くの人々が各種形態により海面を利用するようになったことで、漁業との間に様々な摩擦が生じていることから、その解消に向け、遊漁者、プレジャーボート等利用者との海面利用者の調整、管理のあり方を今まで以上に検討していかななくてはなりません。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和7年5月12日の第61回通常総会により、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全員一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

令和7年5月

全国海区漁業調整委員会連合会
会 長 中 島 均

全要望項目

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

新規（一部）要望項目

1 事務局職員の資質向上について

（I 4 海区漁業調整委員及び事務局職員の資質向上について）

事務局職員も頻繁に異動することから、法定の諮問事項に対する委員会の役割等について、具体的に整理した解説書を作成し各事務局に配布すること。

2 いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発

（III 2 定置網等における管理手法の確立及び支援措置）

クロマグロ資源の回復によるイカ等の水産資源への影響評価を行うとともに、いか釣り漁業への被害を低減する実用的な技術開発を実施すること。

全要望項目

I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構として海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に対して、確実に対処していくためには、多くの議論が必要であり、安定した財政基盤の裏づけが必須です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。

2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

漁業法改正に伴い、資源管理や漁業許可、漁業権に関する知事からの諮問等、海区漁業調整委員会の役割が増加していることを踏まえ、今後も漁業調整機構として適切な運営が確保されるよう、更なる予算措置により安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。

3 新たな漁業関係法令の改正について

海区漁業調整委員会の役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するため、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

4 海区漁業調整委員及び事務局職員の資質向上について

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、諮問機関、建議機関であるばかりでなく、自ら裁定、指示、認定などを行う決定機関である。漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議を行うためには、海区漁業調整委員の専門的、技術的知識が必要であることから、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

また、事務局職員も頻繁に異動することから、法定の諮問事項に対する委員会の役割等について、具体的に整理した解説書を作成し各事務局に配布すること。 【新規（一部）】

Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがす問題となっています。

改正漁業法及び水産流通適正化法により罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たないことから、生産者と流通団体が更なる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようなより高い意識を持つことと、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが必要です。

つきましては、沿岸漁場の漁業秩序を維持し、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

1 違法操業の取締強化等

①組織化及び広域化する密漁全般に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁とも引き続き協力・連携体制を維持しつつ、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。

②漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。

③漁業者が実施する密漁パトロールに伴う費用や、密漁防止看板の設置等啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を図ること。

2 「密漁もの」の流通防止

①市場関係者や小売店などの流通業界に対し、「密漁もの」を主体的に排除するよう指導・啓発活動を強化すること。

②違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。

③水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入支援により、現場の負担を軽減するための措置を講じること。

④シラスウナギについては県域を越えて広く流通されていることから、水産流通適正化法の適用開始に向けて、国主導による流通の透明化を推進すること。

Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、厳格な漁獲可能量管理が行われています。

これまでの資源管理の取組が定着し資源の回復が見られている中、漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加し、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊がまれであった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

また、遊漁者については、大型魚採捕の報告を徹底、迅速化し、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に影響が及ばないよう強く指導していく必要があります。

つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

1 クロマグロ資源の適正利用

①資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現

ア 日本の漁獲枠の増枠

太平洋クロマグロの資源は順調に回復していることから、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）等国際会議で、引き続き議論をリードし、国際的なルールに則った漁獲枠拡大に取り組むこと。

イ 資源評価結果を反映した増枠の実現

最新の情報を漁獲枠に迅速に反映させるため、資源評価を毎年実施し、国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の更なる増枠を実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。

②漁獲枠の公平な配分と留保枠の有効活用

ア 沿岸漁業に配慮した配分

国内の漁獲枠配分に当たっては、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多

い沿岸漁業の操業特性に配慮した配分とし、規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応し、知事管理区分への配分枠を増やすこと。

イ 来遊量や漁獲状況を反映した公平な見直し

資源量の増加とともに沿岸域への来遊量が増えている近年の来遊状況の変化にも配慮し、また、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、負担の公平性という観点から、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。

また、配分方法について協議するための検討会を設け、協議の場に各都道府県の沿岸漁業の代表者が参加できるようにすること。

ウ 定置網の突発的な入網への対応

定置網漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、突発的な入網や混獲による積み上がりへ柔軟に対応できるよう、留保枠の有効活用や全国枠の確保などの仕組みを確立すること。

エ 枠の融通と留保枠の有効活用

国の留保枠については、これまでと同様、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分をお願いする。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や都道府県の漁獲枠を裁量で管理できるよう検討すること。また、管理年度当初に盛漁期となる地域があることから、留保からの上乗せ配分については、当初枠に反映させるなど、可能な限り早期の配分を実施すること。

国内全体で漁獲枠を遵守するため、国において漁獲枠の配分の考え方を見直す際には過去の漁獲実績だけで算定するのではなく、漁獲制限による漁業経営への影響の大きさ、負担の度合い、資源に与える影響の度合いも考慮し、都道府県間の漁獲量の融通について不公平が生じることがないように管理期間の見直しも検討すること。

③沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について

ア 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すとともに、資源の回復による漁獲枠の増大に見合った新規承認を実現し、これを維持すること。

イ 大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては、船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁

と同様に国によって管理すること。

2 定置網等における管理手法の確立及び支援措置

①漁業種類ごとの特性に配慮した資源管理

ア 定置網等

定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。

規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応すること。

イ 大中型まき網漁業

産卵量を安定して確保するために、大中型まき網漁業による産卵期や産卵場における操業を制限するなどの対策を強化すること。

ウ 大臣許可漁業

資源管理の推進にあたっては、沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう、十分な説明を尽くすこと。

大臣許可漁業に対し、I Qによる資源管理の遵守とともに、一部大臣許可漁業の地先海面への新規参入により、漁場利用の混乱等が発生していることを踏まえ、漁場利用などの地元ルールを尊重するよう強く指導すること。

②混獲回避及び適切な数量管理

ア 混獲回避及び再放流技術開発

定置網の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、再放流の手法開発など実用的な技術を早急に確立し、技術普及が促進されるよう、導入支援を実施すること。

また、まぐろはえ縄や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援を行うこと。

イ いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発

クロマグロ資源の回復によるイカ等の水産資源への影響評価を行うとともに、いか釣り漁業への被害を低減する実用的な技術開発を実施すること。

【新規】

ウ 適切な数量管理

数量管理を適切に実行するに当たり、放流した個体がへい死した場合、クロマグロの資源管理の取組について海上保安部と情報共有し理解を得ること。

沖合底びき網に死んだクロマグロが入網するような事例を根絶するため、監視体制を強化すること。

③混獲回避、減収に対する支援制度

ア クロマグロ混獲回避の取組支援

混獲回避用の機器等の導入支援や、放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入できる機器の対象範囲の拡大を図ること。混獲回避が可能な漁法への転換に必要な技術習得支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。

イ 混獲回避型休漁支援

混獲回避のための休漁支援においては、十分な予算を確保するとともに、各地域の実情に応じた支援がなされるよう発動条件を緩和すること。

ウ 漁業収入安定対策事業の拡大

資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じ、漁業者が安心して経営の継続ができるよう、支援措置を継続実施すること。

エ 迅速な支払い

上記事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。

オ 産地魚市場や水産加工業者等への対策

産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。

カ いか釣り漁具被害対策

クロマグロの大量来遊により、イカの漁場形成が阻害されて漁獲が減少する操業被害や、いか釣り漁具が切られる漁具被害が生じているため、イカ水揚げ額の減少に対する補填や新たな漁具の購入への支援などの対策を講じること。

④漁獲状況を把握するシステム構築

漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。

3 遊漁者等の操業自粛措置

ア 周知指導

広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、資源管理制度について広く周知し、国が広域的かつ関係省庁の横断的な連携により監視活動を強化し、採捕自粛や停止を強く指導し、違反者への取締を強化すること。

イ 採捕報告

遊漁者等からの迅速、確実かつ漏れのない採捕報告体制を確立するため、報告システムの構築と法体系を整理すること。

ウ 遊漁制度

クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと。

IV 沿岸資源の適正な利用について

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合（大臣許可）漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマについては、令和6年4月、北太平洋漁業委員会（NPF C）で、令和6年の措置として、公海におけるTACを15万トンから13.5万トンに削減する等の措置が合意されたものの、この漁獲枠であっても近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。

大中型まき網漁業等の漁獲対象がクロマグロの漁獲制限により、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかという不安も募っています。

つきましては、漁業者が長年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。

1 沿岸漁業と沖合漁業の調整

①沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄

沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を目的とする関係者会議の積極的で継続的な開催及び大臣許可漁業に対する規制期間や区域の見直しによる実効性のある規制措置を検討すること。

②沖合漁業に対する指導調整

沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止（自粛）区域の拡大や禁漁期間の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。

③カツオ、スルメイカにおける漁業調整

カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、TAC管理等の資源管理の強化に加えて、国主導により関係漁業者が安定的な漁獲ができるよう、操業調整を早急に行うこと。

④海洋環境の変化への対応

海洋環境の変化・変動と各種水産資源の資源量、漁場形成の関係についての研究を推進し、海洋環境、水産資源の詳細な現状把握と予測技術開発を進めること。

漁獲効率の大きい大中型まき網漁船については、海洋環境・水産資源の変化・変動に対応した適切な操業調整を行い、新規魚種拡大は抑制すること。

⑤沖合漁業の漁船の大型化への対応

いわゆる「もうかる漁業」や「I Qの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針などによる漁船の大型化は、資源や漁場について沿岸漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、このような措置を進めるにあたっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るとともに、沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスの良い規制を行うこと。

2 マサバ太平洋系群の適正利用

①大中型まき網漁業、ロシア漁船による漁獲の指導管理

親魚量の増大と漁獲圧の適正化を図るため、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き、資源管理の取組みを強力に指導すること。

我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視し、漁獲物の組成等の透明化等、資源に影響が及ばないよう管理するとともに、我が国の漁船の安全操業を図ること。

伊豆諸島近海はマサバ太平洋系群の主産卵場であることから、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう、また、秩序ある漁場利用を図るため、当該海域における大中型まき網漁業の操業を注視し、適時、適切な指導を行うこと。

②海洋環境変化を加味した目標管理基準値の設定

目標管理基準値は、海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけではなく、漁獲サイズにも焦点を当てること。

③漁業者等の関係者に十分配慮した資源管理措置の実施

漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制に当たっては、その減収分全額の補償を行なう等、経営を維持するための対策を講じること。

3 カツオ資源の適正利用

近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。

また、沿岸小型船によるひき縄漁業が安定した操業の確保ができるよう、

大臣許可漁業と沿岸ひき縄漁業との資源利用及び操業調整の対策や取組を推進すること。

4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用

北太平洋公海における外国船の漁獲圧が高まっていることから、サンマ等公海で漁獲されている資源の適正な管理に向け、TACの更なる縮減など、より実効性の高い資源管理措置が実現するよう協議を進めること。

公海におけるサンマやマサバの資源調査の充実を図るとともに、外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。

5 沖合漁業の操業秩序の確立

①VMS情報の多様な活用

沿岸資源の適正な利用や資源管理推進のための新たなロードマップ（令和6年3月15日公表）の取組み、資源評価の向上等のため、VMS情報による操業実態の多様な活用等について、国及び都道府県における意見交換や検討会の場を設けること。

②VMSを有効に活用した取締強化

VMS情報を積極的に活用した、より実効性のある監視・取締りを強化すること。

また、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締を強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。

③AISの利用普及

AISの利用普及に努めるとともに、AISが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。

6 海上大規模開発事業の関係者説明

風力発電等の海上の大規模開発事業について、地元のみだけでなく漁場利用等で関係する他都道府県漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明を行うよう開発者を指導すること。

V 漁業法改正後の制度運用について

改正漁業法では、TAC魚種の拡大など新たな資源管理措置が図られ、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱いています。

また、新たな制度の運用にあたり、事務の円滑化や漁獲報告の負担軽減が求められております。

つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

1 改正漁業法施行後の事務の円滑化

①事務の円滑化

改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、「水産資源の適切な管理」や「漁業秩序の確立」等を推進するため、改めて、国、都道府県及び関係漁業者等の円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。

新たな制度の円滑な運用に当たっては、改正により生じた地域の課題に対して柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。

②申請、報告システムの構築

システムの構築と運営について、現場の負担を軽減するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、令和6年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。

2 新たな資源管理措置等

①自主的な資源管理の評価

新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している自主的な資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、漁獲量管理に固執せず、自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。

また、ロードマップ等示されているスケジュールにこだわらず、精度の

高い資源評価や生態解明、資源量・再生産の分析・評価を行うこと。資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種や、数量管理が困難又は適さないと判断される魚種については、数量管理を行わないなど、ステークホルダー会議で丁寧な説明、議論を尽くし、地域の実情に見合った内容で進めること。

②TAC対象魚種追加の慎重な議論

TAC対象魚種の追加は、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者の意見を十分に聴き、種々の課題に対する具体的な解決策を示しながら、関係者の理解を得た上で、資源状況、漁業実態、経済価値のみならず対象魚種の放流技術開発状況や休漁補償等の影響緩和策と併せて慎重に議論すること。

また、数量管理が困難もしくは適さないと判断される魚種をTAC対象とすることへの漁業者等の疑問・疑念を真摯に受け止め、ステップアップ期間中に丁寧に議論し、漁業者の十分な理解を得た上で慎重に進めること。

③漁業経営に配慮した漁獲管理

複数魚種を同時に漁獲する漁法では、魚種ごとに漁獲管理の必要性を十分に検討し、例えば数量管理の対象は主要魚種に限定し、混獲魚種の漁獲の積み上がりにより主要魚種の操業に制限がかからないようにするなど、漁業実態に適した管理手法を示すこと。

資源管理の強化に当たっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するために十分な対策を講じること。

④地域産業の成長対策の具体化

漁獲量の規制は漁業機会の減少が伴うため、新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。

⑤正確な漁獲量を把握する仕組み

TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚げ→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握し、漁獲報告に遺漏がない仕組みを整えること。

⑥定置網等の特性に応じた数量管理技術開発

定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。

VI 外国漁船問題等について

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いていますが、竹島の不法占拠、尖閣諸島に対する不当な干渉等により、我が国の排他的経済水域、暫定水域等において近隣国との大きな問題が続いています。

我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。

我が国いか釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど外国漁船の違法操業の影響に加えて、スルメイカ資源の減少もあいまって、いか釣り漁船の経営は非常に厳しい状況となっています。

分布域に暫定水域を含む魚種では、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理を行う体制作りがTAC魚種拡大の議論の前に必要との意見が出されています。

外国漁船は、資源管理の必要性を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、悪質な当て逃げ事故、衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

加えて、北朝鮮による弾道ミサイルは令和4年以降はこれまでにない頻度で発射され、令和5年6月15日に発生した事案においては、べにずわいがにかご漁業者の操業する海域付近に落下しており、一步間違えれば大惨事となった可能性があります。海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。

1 竹島の領有権確立と排他的経済水域の境界画定

竹島の領土権を早急に確立し、排他的経済水域の境界線を画定することにより、暫定水域を撤廃すること。

境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序及び資源管理方策を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、民間での合意内容が履行されていない現状を踏まえ国が調整すること。

２ 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理

①日台漁業取決め適用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制

日台漁業取決め適用水域内から、「東経 125 度 30 分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、我が国の経済水域内においては、取決め適用水域を除いて台湾漁船の操業を一切認めないこと。

また、先島諸島の南側の水域等、取決め適用水域の拡大については、今後一切、協議の対象としないこと。

②日台漁業取決め適用水域内の安全操業確保と台湾漁船の P I 保険の加入の義務化

日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船の P I 保険への加入義務化を促すこと。

③韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序確立

韓国のはえ縄漁船は、我が国漁船と漁場競合しており、我が国の E E Z 内における操業を禁止し、取締強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。

日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。

ベニズワイガニなど分布域に暫定水域を含む魚種では、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理を行う体制作りが T A C 魚種拡大の議論の前に必要であることから、日韓関係改善の動きを捉え、漁業秩序確立と実効性のある資源管理体制の確立に向けた協議を進めること。

また、分布域に暫定水域を含む魚種の適切な資源管理のため、両国が連携し、調査を実施する体制を整えること。

④中国漁船の日中暫定水域や E E Z 内の操業秩序確立とサンゴ網対策

中国については、日中暫定水域において我が国の漁船が安心して操業できるよう、中国漁船の操業条件を遵守させ、今後とも一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。

さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたサンゴ網除去による漁場回復対策の充実、強化をすること。

また、北緯 27 度以南の海域について、日中漁業共同委員会の協議の対象

となるよう日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

⑤対ロシア漁業の操業機会の確保

現在、北海道では、日ソ地先沖合漁業協定をはじめロシア連邦との4漁業協定に基づく漁業が行われているが、その内の1つである「北方四島周辺水域操業枠組協定」に基づく操業は、令和5年1月以降、ロシアが政府間協議に応じないことにより出漁できない状況が続いている。

対ロシア漁業は、漁業生産はもとより、水産加工などの関連産業の裾野も広く、地域経済に大きく貢献する重要な漁業であることから、今後も協定の下での操業機会の確保を強力に推進するとともに、漁業者が希望する操業条件の実現に向けた積極的な外交交渉と国による支援を継続的に行うこと。

⑥E E Z内におけるロシア大型トロール船による漁具被害の防止

我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を維持・継続すること。

現実的に漁具被害が発生していることから、ロシア船による漁具被害において、被害漁具復旧費の全額補償や加害船特定の有無にかかわらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。

3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保

①領海及びE E Z内における外国漁船に対する徹底した取締りの実施

サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業、スルメイカの無秩序な漁獲、日本漁船の近くでの操業及び漁場の違法占有等の事案を未然に防ぐため、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻及び人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。

②外国公船や外国漁船の位置動向の監視と漁船や関係機関に対する情報提供

中国公船による我が国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接、周辺で操業する漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。

③外国漁船等の避泊による地元漁業や環境に対する影響の防止

外国漁船等の我が国海域への避泊に当たっては、台風の接近などの船舶に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入

域中の基本ルールの遵守徹底、国による指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。

④北朝鮮のミサイル発射に係る安全確保

北朝鮮のミサイル発射について、令和5年6月には、べにずわいがにかご漁業者の操業する海域付近に落下しており、一步間違えれば大惨事となった可能性がある。

外交ルート等を通じて根本的な解決を図り、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁船に登載されたVMSの位置情報を活用するなど、的確な情報伝達、安全確認体制の構築及び緊急連絡体制の充実など安全確保への一層の強化を図るとともに、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと。

万が一、自国漁船が被災した場合の救援救出等について早急に検討すること。

4 投棄漁具等による被害の救済

韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するサンゴ網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実、強化すること。

海底清掃の実施後も回収しきれない放置漁具が漁場に残っているサンゴ網について、除去技術の開発を図り、回収に努めること。

Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特に遊漁船やプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されることから、漁業制度や遊漁マナーの啓発、遊漁者の資源利用実態把握と資源管理を行わせる体制整備が求められています。

プレジャーボート等には運行に係る安全性の確保及び漁具への被害の防止が必要であり、利用者に対する保険加入の義務付け、物損被害への補償の充実や、利用者の把握のための組織化が必要です。

操縦免許・船舶検査が不要なミニボート（登録長 3m 未満、出力 1.5kW 未満、プロペラによる身体障害防止機構あり）は、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、ミニボートによる海難事故が発生していることから、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

一方、機動性の高いプレジャーボートや水上オートバイ等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えており、無謀な操船で海難事故が頻発しているところです。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

1 遊漁と漁業の調整

①遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施

ア 地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。

イ 遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。

ウ より手軽に、情報を発信出来る仕組み作りとして、その場でスマホをかざせば海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等）に

についての案内が出るようなアプリ開発と普及を、国が中心となって実施すること。

②スピアフィッシングに対する規制強化

漁船や小型船舶の航行安全及びスピアフィッシング愛好者の生命の安全確保の観点から、スピアフィッシングの実態把握や組織化を推進するとともに、スピアフィッシング利用者に対し、衝突事故防止のための目印となる標識等の設置を義務付け、各地域のルール順守や安全教育、資源管理意識の醸成などの指導・普及啓発を強化すること。

③遊漁者の資源利用の実態把握

国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者による採捕の実態把握を早急に進めるとともに、漁業者の主要な漁獲対象である魚種について、法整備等により釣獲実績報告を義務化させ、資源利用の実態を把握し、資源評価に活用するなど適確に管理する制度を創設すること。

④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備

漁業と遊漁の問題は、漁業調整規則と海区漁業調整委員会指示で対処できる採捕行為の問題にとどまらず、資源管理及び沿岸漁場の秩序維持全般に多大な影響を及ぼしている。

漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から、遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進め、全国的な資源管理のルール導入を図ること。

都道府県域を超えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の制度化を検討すること。

2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止

①プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険加入義務化

プレジャーボートの事故発生率は自動車より高いことから、プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。

②利用者の組織化によるマナーの周知徹底

法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

また、無謀な操船で海難事故が頻発している水上オートバイについても、免許取得後、法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、継続的に研修を受講させること。利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

3 ミニボート等による危険行為の防止

①安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置

海面利用者相互の安全を確保するため、海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。

安全対策上の制度創設等に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後とも、より一層協力しながら行うこと。

②安全講習の義務化と円滑な救難活動のための所有者把握

ミニボート等（SUPを含む）を販売する際に、「操縦や安全性についての講習受講」を義務付けるとともに、インターネット購買者も含めた販売条件とするよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。

海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れがあることから、円滑な救難活動のためにも、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。

③ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化

ミニボート利用者に保険加入を義務付けること。法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

賠償責任保険の強制加入が法制化されるまでは、任意保険への加入促進のため、より実効性のある取組みを強力に推進すること。

日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である、船底がFRP成型されていない推進器付きゴムボートも加入対象とし、ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償する制度を創設するとともに、保険加入率の向上、義務化について検討すること。